衆議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長告示第二号

じを行う場所及び日時を、次のとおり定める。 ついて、名簿届出政党等からの届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのく 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における広島県選挙分会に

平成二十四年十二月四日

広島県庁 衆議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長 橋 本 宗 利

二 日 時 平成二十四年十二月十四日一 場 所 広島県庁

午前九時